

(えひめ自転車グッドマナーBOOKより抜粋)

I ヘルメット利用(P2)

愛媛県自転車の 安全な利用の促進に関する条例

「サイクリングパラダイス」として愛媛県が地域振興に取り組むなかで、自転車をより安全、快適に利用することを目的に、2013年7月1日から施行している条例です。

道路交通法等の法令を守ることはもちろんですが、この条例ではさらに高い目標を掲げ、愛媛県全体で「自転車マナー先進県」を目指しています。

く主な条例内容>

- ◎自転車損害賠償保険等への加入
- ◎自転車の点検整備
- ◎ヘルメットの着用
- ◎歩道の通行時は、車道左側の歩道を通行
- ◎歩行者の通行が頻繁な道路では、

自転車を押して歩く

2 道路の左側端の通行(P3)



CASE 道路右側走行中に対向してきた自転車と接触

自転車は道路の左側端の通行が原則です

3 携帯電を(スマホ)を操作しながらの走行(P3)



CASE 携帯電話を操作しながら走行し、歩行者と接触

携帯電話(スマホ)を操作しながら走行してはいけません

4 左端を一列で、並進は禁止(P7)

車道では車両の信号に、 歩道では歩道の信号に従います。



- ◎信号は一列で待ちましょう。
- ◎自転車・歩行者専用信号がある場合は、それに従います。

5 車道では車両の信号に、歩道では歩道の信号に従う(P8)

自転車は車道の左端を一列で走ります。歩道は例外です。並進は禁止です!

- ◎車やバイクと向い合わせで走ると、お互いが認識できる距離が短くなり危険です。
- ◎交差点での出会い頭事故の危険性を低下させます。
- ◎並進は禁止です。2万円以下の罰金または科料の対象となります。

